会議名総務・産業建設常任委員会

日時 平成 27 年 6 月 29 日 (月) 午前 11 時 32 分~午前 11 時 41 分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委 員 大野慎治

委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巌

委 員 宮川 隆 委 員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員 総務部長 奥村邦夫、建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫

行政課長 中村定秋、同主査 吉田ゆたか、都市整備課長 高橋 太

同主幹 岩野寛宜、同主査 井手上豊彦

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案第 49 号	北島藤島線街路改良工事(上部工2号工)の請負契約について	全員賛成 可決
----------	------------------------------	------------

◎委員長(須藤智子君) それでは、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託された案件は、議案1件であります。この案件を議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可をいたします。

- ◎総務部長(奥村邦夫君) 時間のない中で御審議いただくということでありますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。
- ◎委員長(須藤智子君) それでは、審査に入ります。

議案第49号「北島藤島線街路改良工事(上部工2号工)の請負契約について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(須藤智子君) では、省略いたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員(堀 巌君) 先ほど本会議でお聞きしました最低制限価格の出し 方の話で、もう少し教えていただきたいと思います。

3分の2から5分の4の範囲内ということで、さっき取り上げました前回 も今回も8割という、5分の4ということでの積算になっております。

前回8割で計算をして、全社がそれで出してきたということは、この8割にしても当然利益が出るということがあらわれたというふうに考えると、2回連続で8割・8割で出すこと自体どうなのかという気がいたします。

そこら辺についての、3分の2から5分の4で誰がどのように決めるかというところでお伺いいたします。

◎行政課長(中村定秋君) 決め方といたしましては、その工事ごとに契約の決裁権者が最低価格を決めるというような形になっております。

なぜ80%かということにつきましては、やはり余り安くし過ぎますと、公契約の中で品質の確保が図れないとか、そういうこともございますので、規則の中で定めております3分の2から5分の4という中で、基本的には5分の4を採用することが多いということでございます。以上です。

◎委員(堀 巌君) 基本的には5分の4を採用することが多いということは、どういう場合に例外的というか、5分の4以外があるんでしょうか。

- ◎行政課長(中村定秋君) どういう場合というのは、今ここで全ての場合について答えることはできませんけれども、今までの例ですと、基本的には5分の4を使っていると。3分の2から5分の4という範囲がありますので、必ず5分の4にするということではございませんと、そういう意味で、基本的には5分の4ということをお答えしたことでございます。
- ◎委員(堀 巌君) その5分の4にして、今回も5分の4で同じ現象が起きている。2回とも最低制限でこの建設工事については出ているという、この不自然さみたいなことがどうしても拭えないんですけれども、そこら辺で5分の4を変えるということはしなかったんでしょうか。
- ◎行政課長(中村定秋君) 結果的に委員のおっしゃるとおり、全て最低制限価格のところで金額がそろったということですけれども、それについて、あらかじめ特に変えるということは考えておりませんでした。
- ◎副委員長(木村冬樹君) 私からはちょっと別の問題ですけど、今回の落札額というか、いわゆる予定価格の中にどういうものが含まれているかという立場でお聞きしたいんですけど、北島藤島線街路改良工事というのは周辺にも非常に影響を及ぼす大がかりな工事だというふうに考えております。

それで、あそこには側道なんかもありますし、その下をくぐる道路もあるということで、交通の制限なんかが行われていく可能性があるというふうに思うんですけど、そういうところでの車の誘導の人員だとか、こういったものについてはどのような考えでこの予定価格の中に組み込まれているんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

- ◎都市整備課整備主査(井手上豊彦君) こちらの工事を積算する際には、 今御質問いただきました交通整理員の配置につきましては、共通仮設費とい う項目で、この工事を行うに当たって、どこの箇所に何人必要かというもの、 あとは何日この仮設には日数がかかるのかというものを全て積算した上で、 交通整理員の人数を算出いたしまして、それを工事費のほうに反映させてい ただいております。
- ◎副委員長(木村冬樹君) はい、わかりました。

あそこは下水道工事もやられているし、いろんな工事があるところだもんですから、特に地元の人たちから要望が出ていまして、交通誘導をしっかりやってほしいということを言われておりますので、その点だけ注意して当たるようにお願いいたします。

◎委員(鈴木麻住君) 今回この上部工は多分2期工事になるんですかね、前年度の引き継ぎ工事という形で。昭和コンクリート工業さんが落札されたということで、前回も同じ業者さんということですかね。ということでお聞

きしていますけれども、もし、要するに引き続きの工事において違う業者さんが受注されたときには、どういう問題が起きるかということをちょっとお聞きしたいんですけど、もしそういうことがあった場合、想定されることは何かありますかね。

◎都市整備課整備主査(井手上豊彦君) 26年、27年の継続で、今、橋の桁をかける工事を行っておりますが、こちらにつきましては本年27年11月20日で工事が終わる予定になっております。

今回上程させていただきました27年、28年の工事につきましては、恐らく11月20日までにはまだ桁をかける作業にはかかることはできずに、工場での桁の製作になりますので、その辺については現場でバッティングするというおそれはないというふうに思われますが、仮にこのように工期が一緒になった際は、それは工事間で調整をとらせていただいて、工事の日程調整のほうは行わせていただくことになりますので、支障はないというふうに思っております。

- ◎委員(鈴木麻住君) 一つの工事の中で、いろんな業者さんが入ってきて 工事をやって、何かトラブルがあったときのその責任問題とか、そういった ことについてはどういうことが想定されるんでしょうか、お聞きします。
- ◎都市整備課主査(井手上豊彦君) 複数業者がまたがって同一工区内に入る場合は、ある一社に責任を負わせるということで指名をしまして、そこが調整役をするというのが労働基準法でも決まっておりますので、今回も日程がかぶり、工区もかぶることになりますので、今回はたまたま昭和コンクリートなんですけれども、複数違う業者が入った場合は、どこかの業者に調整役ということで市のほうが指定して、調整役に当たらせるということをさせていただきます。
- ◎委員(大野慎治君) 今回の一般競争入札において、最低制限価格は公表されていたということなんですが、公表するものと公表しないものの違いは何でしょうか、お尋ねします。
- ◎行政課長(中村定秋君) 現在、130万円以上の工事につきましては、全て事前公表で行っているということでございます。最低制限もそうですし、予定価格もそうですし。
- ◎委員長(須藤智子君) ほかによろしいですか。

「挙手する者なし」

- ◎委員長(須藤智子君) それでは、ないようですので質疑を終結いたします。
- ◎行政課長(中村定秋君) 先ほどの答弁で、予定価格は130万円以上は全

部公表でしたけれども、最低制限は5,000万円以上が公表ということで、済みません、間違えておりました。よろしくお願いします。

◎委員長(須藤智子君) それでは、これで質疑を終結いたします。 次に、議案に対する討論に入ります。 討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(須藤智子君) 討論はございませんので、直ちに採決に入ります。 議案第49号「北島藤島線街路改良工事(上部工2号工)の請負契約につい て」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

◎委員長(須藤智子君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと 決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会に付託されました議案は全部終了いた しましたので、これで総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れ さまでした。